

公私立学校間の格差是正に関する意見書

本年4月から公立高等学校の授業料不徴収及び高等学校等就学支援金制度が施行され、公立高校の無償化とあわせて、私立学校には就学支援金が支給されることとなり、保護者の経済的負担の軽減が図られたところである。

しかしながら、依然として保護者の経済的負担は公私間で著しい格差があり、公立高校の授業料が無償化になったことにより、むしろその格差が広がったかのような感さえある。

本県では、高校生の3割が私立学校に通っており、各私立学校は、独自の建学の精神に基づき、時代に対応した特色ある教育を展開しており、本県公教育の振興発展に果たす役割は極めて大きい。

そのような中、少子化に伴う生徒数の大幅な減少等により、私立学校の経営は、従来に例を見ない厳しい状況に直面する一方、公立高校及び私立高校の生徒1人当たり投入される公費にも大きな格差があるのが現状である。

公教育の将来を考えると、公私相まつの教育体制が維持されてこそ、健全な教育の発展が可能となり、個性化、多様化という時代の要請にもこたえ得るものである。

そのためには、私立学校振興助成法第1条及び教育基本法第8条に規定するとおり、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めていくことが強く求められている。

よって、国におかれては、私立学校の公教育に果たす役割の重要性にかんがみ、私学助成のなご一層の充実など公立学校との格差是正を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

熊本県議会議長 小 杉 直

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
総務大臣	片山善博様
財務大臣	野田佳彦様
文部科学大臣	高木義明様